

第二百一十一回国会参議院憲法審査会会議録第八号

令和五年六月二十一日(水曜日)

午後一時十分開会

委員の異動

六月七日

辞任

梶原 大介君
片山 大介君

補欠選任

丸川 珠代君
東 徹君

六月二十日

辞任

高橋 光男君

補欠選任

山本 香苗君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

中曽根弘文君

浅尾慶一郎君

片山さつき君

堀井 巖君

牧野たかお君

山本 順三君

熊谷 裕人君

杉尾 秀哉君

西田 実仁君

音喜多 駿君

大塚 耕平君

山添 拓君

青山 繁晴君

赤池 誠章君

白井 正一君

衛藤 晟一君

加藤 明良君

小林 一大君

古庄 玄知君

佐藤 正久君

事務局側

憲法審査会事務局長
加賀谷ひろ君

本日の会議に付した案件

○憲法改悪を許さないことに関する請願(第二号外八五件)

○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第六一号外二件)

○憲法を暮らしにいかし改憲をさせないことに関

する請願(第一七九二号)

○会長(中曽根弘文君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。

第二号憲法改悪を許さないことに関する請願外八十九件を議題といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。

これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○会長(中曽根弘文君) 御異議ないと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

六月九日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪を許さないことに関する請願(第一七七八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)

(第一七二二号)(第一七二三号)(第一七二三号)

号(第一七二四号)(第一七二五号)(第一七二六号)

六号(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九号)

九一)

一、憲法を暮らしにいかし改憲をさせないこと

に関する請願(第一七九二号)

第一七七八号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 竹田華子 外三千六百十

五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七一九号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 奥田さち子 外三千六百

二十一名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二〇号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 山本純子 外三千六百二

十一名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二二号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 富田博 外三千六百二十

一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二三号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 池上静代 外三千六百二

十一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二三号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 坪井智子 外三千六百二

十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二四号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 中田謙 外三千六百二十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二五号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 山本萌 外三千六百二十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二六号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 木村直史 外三千六百二十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二七号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 角南聡 外三千六百二十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二八号 令和五年五月三十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 岡山市 岡八千代 外三千六百二十一名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七九一号 令和五年六月一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 埼玉県上尾市 黒崎勇 外二千五百七十四名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七九二号 令和五年六月一日受理

憲法を暮らしにいかし改憲をさせないことに関する請願

請願者 埼玉県深谷市 秋山暁子 外三十四名

紹介議員 伊藤 岳君

自民・公明政権は、コロナは緊急事態だから憲法に緊急事態条項を創設するとし、二〇二一年四月の日米首脳会談では、台湾海峡などでの紛争に対して自衛隊が関わることを宣言した。その際政府は、集団的自衛権の行使を認めた安保法制を適用できると答弁している。あわせて政府は、史上最大の軍事予算を増やし敵基地攻撃の検討まで進めるなど、日本が海外で武力行使に乗り出す危険性が大きくなっている。つまり、憲法第九条を変える自民党の狙いは、こうした戦争する国づくりへの道を自由に進めることにある。今、大切なことは、全て国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利(第十三条、個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)や、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(第二十五条、生存権・国の社会的使命)などを守り、憲法が明言している政治を行うことである。今こそ、全ての国民の平和と人権、生活の向上のため、憲法を守り、いかすことを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、自民党が進める憲法第九条などの改憲発議に反対すること。

二、憲法を守りいかし、全ての国民が人間らしく生き、働き、安心して暮らせる社会を実現すること。

六月十四日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪を許さないことに関する請願(第二三四三号)(第二三四四号)(第二四一四号)

第二三四三三号 令和五年六月七日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 東京都町田市 柳澤佳孝 外三万九百十名

紹介議員 鬼木 誠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三四四号 令和五年六月七日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 相模原市 出水若奈 外一万七千五百七十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二四一四号 令和五年六月八日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 東京都大田区 鈴木武 外二千二百九十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

六月十五日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪を許さないことに関する請願(第二五四四号)(第二五四五号)(第二五四六号)

第二五四四号 令和五年六月九日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 群馬県前橋市 斉藤登 外二千八百五十三名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五四五号 令和五年六月九日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 横浜市 梅田政勝 外二千三百六十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五四六号 令和五年六月九日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 埼玉県比企郡吉見町 矢島次代 外一万二千四百八十八名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

六月十九日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第二七八三三号)

第二七八三三号 令和五年六月十三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 熊本県水俣市 山口しのぶ 外二百六十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。